

第 4 3 号議案

府中市教育委員会における情報通信技術を活用した
行政の推進に関する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年9月府中市条例第12号)第10条の規定により、府中市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進について、必要な事項を定めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進)

第2条 府中市教育委員会における情報通信技術を活用した行政の推進については、府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和4年11月府中市規則第76号)の規定の例による。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、府中市教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

参考

府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 条例第2条第3号ア及びイに規定するもののうち、市長、市長の補助機関若しくは市長の附属機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

イ 条例第2条第3号エに規定する指定管理者のうち、市長が指定したもの

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例の例による。

(手続等の告示)

第3条 市長は、市長等に対して行い、又は市長等が行う手続等のうち、条例及びこの規則の規定により電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものについて、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項その他必要な事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項（記載されている事項を含む。第5項において同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、又は市の機関等が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、第1項の規定により入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置又は市長の定める方法により申請等を行ったものを確認するための措置とする。

4 第1項の規定による申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等を省略することができる。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等を行う者が、第1項の規定により当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合
(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等その他の方法により行うときに記載し、又は通知すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、処分通知等に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて第1項に規定するファイルに記録する措置とする。ただし、市の機関等に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号のいずれかに掲げる方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第9条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市長等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分があると市長等が認める場合
(電磁的記録による縦覧等)

第10条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これを前項に規定するファイルに記録すること若しくは同項に規定する磁気ディスクをもって調整すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(添付書面等の省略)

第12条 条例第8条に規定する規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げ

るとおりとし、同条に規定する規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

番号	書 面 等	措 置
1	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
2	商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>
3	商業登記法第12条第1項（他の法令において準用す	2の項右欄第2号に掲げる措置

	る場合を含む。) の印鑑の 証明書	
4	市長が作成する印鑑に関する証明書	1 の項右欄第 1 号に掲げる措置

(その他の手続への準用)

第 13 条 市長等に対して行い、又は市長等が行う手続（法令又は条例等の規定に基づくものを除く。）であって、書面等により行うことその他の当該手続の方法が定められているものについては、他の条例等に特別の定めがある場合を除き、条例及び第 4 条から前条までの規定の例により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。